

掛川市議会告示第1号

掛川市議会事務局規程（平成17年掛川市議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

掛川市議会議長 鈴木 正 治

第4条中「主任」を「主事、業務員」に改める。

第6条第3号中「次長以下」を「主幹以下」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。